市労連ニュース
No. 10〔25. 7. 28〕

行財政局と小委員会交渉
旅費制度の見直し、育児等に関する制度改正について提案

市労連は、７月28日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、国の改正を受けて「旅費制度の見直し」と、改正された育児・介護休業法の2025年10月施行を踏まえた「育児等に関する制度改正」を提案しました。これに対し市労連は、提案内容について持ち帰り協議することとしました。

当　局　皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、２点について、ご提案させていただきたいと考えております。

１点目は、旅費制度の見直しについてでございます。

２点目は、育児等に関する制度改正についてでございます。

まず「１．概要」でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行います。

「２．内容」でございますが、はじめに「⑴ 鉄道賃の見直し」につきまして、運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「⑵ 船賃の見直し」でございますが、運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「⑶ 航空賃の見直し」でございますが、外国旅行において、航空機で著しく長時間移動、飛行時間24時間以上の移動をする場合に運賃の等級を引き上げることといたします。また、運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「⑷ 車賃の見直し」でございますが、自家用車等の利用に必要な費用を実費支給の対象といたします。

また、自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とすることといたします。

「⑸ 宿泊料の見直し」でございますが、上限付き実費支給方式に変更することとします。

上限額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊費基準額」に準ずることとし、内国旅行の場合で8,000円～19,000円、外国旅行の場合で8,000円～59,000円といたします。

また、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とすることといたします。

「⑹ 宿泊手当の新設」でございますが、宿泊を伴う旅行に必要な、夕朝食代の掛かり増し費用を含む諸雑費に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設することといたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊手当」に準ずることとし、一夜につき、内国旅行の場合で一律2,400円、外国旅行の場合で3,900円～5,400円といたします。

また、夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給することといたします。

「⑺ 移転料の見直し」でございますが、実費支給方式に変更することといたします。

「⑻ 着後手当の見直し」でございますが、実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することといたします。

「⑼ 扶養親族移転料の見直し」でございますが、赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給することといたします。

また、現に支払った交通費等を支給することといたします。

「⑽ 旅行雑費の見直し」でございますが、支給対象となる費用を追加いたします。

「⑾ 死亡手当の見直し」でございますが、職員の配偶者及び子を対象に追加いたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「死亡手当」に準ずることとし、一律930,000円といたします。

「⑿ その他」でございますが、旅費の返納について、給与等からの控除を可能とするほか、市が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能といたします。

また、旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止するとともに、食卓料及び支度料についても廃止することといたします。

「３．実施時期」でございますが、令和８年４月１日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用することといたします。

続きまして、「育児等に関する制度改正」についてご説明いたします。

まず、「１．概要」でございますが、仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正するものです。

「２．改正内容」でございますが、はじめに「⑴ 育児部分休業等」につきまして、「①育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等」として、育児部分休業及び育児部分休暇を下表のとおり改正いたします。

「②会計年度任用職員等に係る部分休業の取得要件の変更等」でございますが、育児部分休業について、会計年度任用職員等の取得要件等を下表のとおり改正いたします。

次に「⑵ 介護時間」につきまして、勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能といたします。

次に「⑶ その他」につきまして、「育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業」について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能といたします。また、これらの制度のうち育児時間を除くものについて、休暇等との併用により１日勤務しないことも可能といたします。

「３．実施時期」につきましては、いずれも令和７年10月１日といたします。

市労連　提案については、持ち帰り協議する。

【提案資料】

旅費制度の見直しについて（案）

１．概　　要

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

２．内　　容

⑴　鉄道賃の見直し
- 運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。［例：料金に付随する手数料］

⑵　船賃の見直し
- 運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。［例：料金に付随する手数料］

⑶　航空賃の見直し
- 外国旅行において、航空機で著しく長時間（飛行時間24時間以上）移動する場合に運賃の等級を引き上げる。［例：プレミアムエコノミークラスもしくはビジネスクラス］
- 運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とする。
  ［例：LCC利用時の手荷物料金等の追加料金］

⑷　車賃の見直し
- 自家用自動車等の利用に必要な費用を実費支給の対象とする。［例：駐車場代、有料道路代］
- 自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とする。
  ［参考：移動距離１kmにつき18円］

⑸　宿泊料の見直し
- 実費支給方式（上限付き）に変更する。
- 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「宿泊費基準額（区分は「職務の級が十級以下の者」に対応）」に準ずる＜別紙１＞
  ［参考：内国旅行の場合で8,000円～19,000円、外国旅行の場合で8,000円～59,000円］
  なお、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とする。

⑹　宿泊手当の新設
- 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増し費用含む）に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設する。
- 支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「宿泊手当」に準ずる＜別紙２＞
  ［参考：一夜につき、内国旅行の場合で一律2,400円、外国旅行の場合で3,900円～5,400円］
- 夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給する。

⑺　移転料の見直し
- 実費支給方式に変更する。

⑻　着後手当の見直し
- 実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する。

⑼　扶養親族移転料の見直し
- 赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給する。
- 現に支払った交通費等を支給する。

⑽　旅行雑費の見直し
- 支給対象となる費用を追加する。［例：保険料、医薬品・携行品に係る費用］

⑾　死亡手当の見直し
- 職員の配偶者及び子を対象に追加する。
- 支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「死亡手当」に準ずる＜別紙２＞［参考：一律930,000円］

⑿　その他
・旅費の返納について、給与等からの控除を可能とする。
・市が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能とする。
・旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止する。
・食卓料及び支度料は廃止する。

３．実施時期
令和８年４月１日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用する。

○国家公務員等の旅費支給規程　　別紙１

【宿泊費基準額】

⑴　内国旅行　　（単位：円）

都道府県	宿泊料基準額（一夜につき） 職務の級が十級以下の者
埼玉、東京、京都	19,000
福岡	18,000
千葉	17,000
神奈川、新潟	16,000
香川	15,000
熊本	14,000
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000
福島、鳥取、山口	8,000

⑵　外国旅行（主な都市）　　（単位：円）

都市	宿泊料基準額（一夜につき） 職務の級が十級以下の者
米・ボストン	59,000
米・ニューヨーク	57,000
米・シカゴ、英・ロンドン	44,000
米・シアトル、ロサンゼルス	42,000
仏・パリ、スイス・ジュネーブ	38,000
シンガポール・シンガポール、ベルギー・ブリュッセル	34,000
中・香港、エジプト・カイロ	32,000
伊・ローマ、UAE・アブダビ	30,000
タイ・バンコク、トルコ・イスタンブール	20,000

○国家公務員等の旅費支給規程　　別紙２

【宿泊手当】

⑴　内国旅行　　（単位：円）

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	2,400

⑴　外国旅行（主な地域・国）　　（単位：円）

区分		宿泊手当（一夜につき）
地域	国名	
アジア	インド	4,800
	インドネシア	4,500
	カンボジア	5,400
	シンガポール	5,400
⋮	⋮	⋮
北米	アメリカ合衆国	5,400
	カナダ	5,400
⋮	⋮	⋮
中南米	アルゼンチン	5,400
	ウルグアイ	5,400
	エクアドル	5,400
	エルサルバドル	5,400
	キューバ	4,800
⋮	⋮	⋮
その他の地域		5,400

【死亡手当】　　（単位：円）

区分	死亡手当
全ての者	930,000

【提案資料】

育児等に関する制度改正について（案）

１．概　　要
仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正する。

２．改正内容
⑴　育児部分休業等
①　育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等
下表のとおり改正を行う。

現　行	・１日を通じて２時間を超えない範囲で15分単位の取得 ・勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能	
改正後	職員は、１年の期間※1ごとに取得パターン①②のいずれかを選択して取得可能※2	
	取得パターン① （第１号育児部分休業/育児部分休暇） ・１日を通じて２時間を超えない範囲で15分単位の取得 ・勤務時間の始め又は終わりに限らず取得可能	取得パターン② （第２号育児部分休業/育児部分休暇） ・１年を通じて10日相当を超えない範囲※3で原則１時間単位の取得※4

※１　毎年４月１日から翌年３月31日までの期間
※２　職員は、以下の特別の事情が生じた場合に限り、１年の期間中に取得パターンの変更が可能
・配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
・配偶者と別居したこと
・その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児部分休業/育児部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情
※３　第２号育児部分休業/育児部分休暇の上限は、以下のとおり。
ただし、令和７年10月１日から令和８年３月31日までの間はカッコ内の時間
・常勤職員　　77時間30分
（38時間45分）
・非常勤職員　　１日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
（１日当たりの勤務時間に５を乗じて得た時間）
※４　以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を取得することができる。
・１回の勤務に割り振られている勤務時間に１時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合　　割り振られた勤務時間数
・第２号育児部分休業/育児部分休暇の残時間数に１時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて第２号育児部分休業/育児部分休暇を請求した場合　　残時間数

②　会計年度任用職員等に係る育児部分休業の取得要件の変更等
下表のとおり改正を行う。

	現　行	改正後
取得要件	１週間の勤務日が３日以上又は１年間の勤務日が121日以上であり、かつ１日の勤務時間が６時間以上の勤務日があること	１週間の勤務日が３日以上又は１年間の勤務日が121日以上であること
対象となる子	３歳に達するまで	小学校就学の始期に達するまで

⑵　介護時間
勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能とする。
⑶　その他
育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能とする。
※休暇等との併用により１日勤務しないことも可能（育児時間を除く）

３．実施時期
令和７年10月１日